

議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	平成27年 8 月 31 日
開 会 時 刻	午前10時 2 分
閉 会 時 刻	午前10時42分
出 席 委 員 名	◎西山則夫 ○岡田善行 上村和生 北村 勝
	吉井詩子 野口佳子 品川幸久 藤原清史
	浜口和久
	小山 敏 (議長)
	山根隆司 (委員外議員)
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	上村和生 北村 勝
担 当 書 記	伊藤 亨
審 査 案 件	1 決算特別委員会の設置について
	2 9月定例会の議事日程について
	3 請願について
説 明 者	上村和生議員、野崎隆太議員、世古 明議員、福井輝夫議員
	議会事務局長、総務部長

会議の概要

西山委員長開会を宣言。

議長発言の後、会議に入り、会議録署名者に上村委員、北村委員の両委員を指名決定した。

はじめに、「決算特別委員会の設置について」を議題とし、村田局長から別紙のとおり説明を行ったところ、発言もなく、9月定例会において決算特別委員会を設置すること及び委員数は13名とすることについて諮ったところ、全員異議なく、そのとおり決定した。

次に、「9月定例会の議事日程について」を議題とし、村田局長から別紙のとおり説明を行ったところ、発言もなく、事務局説明のとおり決定した。

次に、「請願について」を議題とし、はじめに、平成27年請願第1号について紹介議員である福井議員から請願理由及びその内容の説明を聴取したところ、発言もなく、本件についてはこの程度とした。続いて、平成27年請願第2号について紹介議員である野崎議員から請願理由及びその内容の説明を聴取したところ、発言もなく、本件についてはこの程度とした。続いて、平成27年請願第3号について紹介議員である上村議員から請願理由及びその内容の説明を聴取したところ、発言もなく、本件についてはこの程度とした。続いて、平成27年請願第4号について紹介議員である上村議員から請願理由及びその内容の説明を聴取したところ、発言もなく、本件についてはこの程度とした。続いて、平成27年請願第5号について紹介議員である世古議員から請願理由及びその内容の説明を聴取したところ、発言もなく、本件についてはこの程度とした。続いて、平成27年請願第6号について紹介議員である世古議員から請願理由及びその内容の説明を聴取したところ、発言もなく、本件についてはこの程度とした。

この後、委員会を閉会した。

上記署名する。

平成27年 8月31日

委 員 長

委 員

委 員

【決算特別委員会の設置について】

9月定例会におきまして、平成26年度決算が認定に付されますが、決算、また、予算の審査につきましては、各派代表者会議におきまして、「特別委員会を設置すること」、及び、「特別委員会の委員については、議長・監査委員を除く全議員を2つのグループに分けて、13名ずつが交互に委員となること」を御確認いただいております。

特別委員会の設置、および、委員会の構成につきましては、議会運営委員会で御協議いただく事項でございますので、各派代表者会議で御確認いただいたとおり、決算の議案については、委員数13名の決算特別委員会を設置し、御審査いただくこととするかどうか、御協議の上、御決定いただきたいと思います。

【9月定例会の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。

9月定例会に提出される案件は、当局から、お手元の案件表のとおり、議案が第74号から第100号までの27件と、報告が第13号から第18号までの6件、計33件でございます。

内訳を申し上げますと、議案につきましては、決算認定が5件、補正予算が6件、条例が10件、財産の取得が1件、市道の認定が1件、人事案件が4件、そして、報告が6件でございます。

議会提出の案件といたしましては、請願が「平成27年・請願第1号」から「平成27年・請願第6号」までの6件でございます。

それでは、議事日程案につきまして、御説明申し上げます。

お手元の9月市議会定例会日程（案）を御高覧ください。

9月定例会は、9月7日（月）開会、10月7日（水）までの31日間をお願いしたいと存じます。

会議規則の規定による休会日は、9月12日、13日、19日から23日まで、26日、27日、10月3日、4日でございます。

まず、9月7日（月）は、午前10時に本会議を開会いたしまして、議案等説明員の報告等、諸報告の後、会議録署名議員の指名を行い、続いて、会期の決定をお願いいたします。

次に、「議案第74号」から「議案第78号」までの決算認定議案5件を一括上程し、当局説明に続き、監査委員から監査結果の報告を願った後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第79号」から「議案第84号」までの補正予算議案6件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第85号」から「議案第94号」までの条例議案10件を一括上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第95号」の、財産の取得に関する議案1件を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

次に、「議案第96号」の、市道認定の議案1件を上程し、当局説明の後、議案精読のため審議保留といたします。

ここで本会議を休憩し、全員協議会を開会いただくことといたしております。

協議案件は、「人権擁護委員について」でございます。人事案件でございますので、秘密会としていただきます。

全員協議会・閉会后、本会議を再開し、「議案第97号」から「議案第100号」までの人事案件4件を順次上程し、それぞれ当局説明、

質疑の後、委員会付託を省略して、即決いただきたいと存じます。

なお、採決につきましては、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきたいと存じます。

次に、「平成27年・請願第1号」を上程し、紹介議員説明の後、教育民生委員会に審査付託いたしたいと思えます。

次に、「平成27年・請願第2号」を上程し、紹介議員説明の後、総務政策委員会に審査付託いたしたいと思えます。

次に、「平成27年・請願第3号」から「平成27年・請願第6号」までの4件を順次、上程し、それぞれ紹介議員説明の後、いずれも教育民生委員会に審査付託いたしたいと思えます。

以上で、この日は散会となりますが、本会議散会后、「常任委員会・正副委員長・会議」をお開きいただき、各常任委員会の開催日程を御協議いただきたいと存じます。

また、請願第1号につきましては、請願提出者から意見陳述の希望がございましたので、教育民生委員会におきまして、請願者の意見陳述を求める必要がある場合は、この日に委員会を開会いただき、「請願者の参考人招致について」、御決定いただきたいと存じます。

なお、委員会をお開きいただく場合は、その旨、本会議、散会后に御案内をさせていただきますと存じます。

また、教育民生委員会終了後に、各派代表者会議をお開きいただくことといたしております。案件は、先ほど、9月定例会での設置を御決定いただきました「決算特別委員会委員について」、及び「選挙管理委員退職に伴う補充員繰上げについて」「議会の情報公開に関する申し入れについて」、でございます。

次に、9月8日（火）から11日（金）までを、議案の精読のため、議決で休会としていただきたいと存じます。

質疑・一般質問の通告につきましては、9日（水）正午に締め切らせていただきます。通告書につきましては、記載例を参考に、具体的に要旨をお書きの上、必ず、発言者御本人から提出していただきますよう、お願いいたします。

次に、14日（月）ですが、午前9時に議会運営委員会をお開きいただき、質疑・一般質問の順番をお決めいただきたいと存じます。

その後、10時に本会議の継続会議を開き、「議案第74号・外4件一括」を上程し、質疑の後、決算特別委員会を設置の上、審査を付

託いたしたいと存じます。

次に、「議案第79号・外5件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ関係常任委員会に審査付託いたしたいと存じます。

次に、「議案第85号・外9件一括」を上程し、質疑の後、それぞれ所管常任委員会に審査付託いたしたいと存じます。

「議案第85号・外9件一括」の議案中、「議案第90号、伊勢市手数料徴収条例の一部改正について」は、冒頭に総務部長から説明のありましたとおり、急ぎ、審議、議決をお願いしたいとの要請がありましたことから、ここで本会議を休憩し、総務政策委員会を開き願ひ、付託案件のうち「議案第90号」について、審査をお願いするものでございます。

委員会審査終了の報告を待つて本会議を再開していただくこととなりますが、本会議の再開時間につきましては、議会運営委員会を開くことなく、正副委員長に御相談申し上げて決定したいと思ひますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

本会議再開後、休憩前の本会議において総務政策委員会に審査付託となっております「議案第90号」を、日程に追加し、日程順序を変更して、直ちに議題とし、総務政策委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑・討論の後、御決定いただきます。

次に、「議案第95号」及び「議案第96号」を順次、上程し、それぞれ、質疑の後、いずれも産業建設委員会に審査付託いたしたいと存じます。

次に、一般質問の通告がありましたら、ここで一般質問をお願いすることといたしております。

以上で、この日の日程は終わり、散会となりますが、散会後に「決算特別委員会」を開きいただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

次に、9月15日（火）及び16日（水）につきましても、一般質問をお願いすることといたしております。

また、一般質問が早く終了した場合は、残る日程を、議決で休会としていただく場合もありますので、御承知おきください。

次に、決算特別委員会につきましては、17日（木）から、2回の、土・日・祝日の休会をはさんで、29日（火）までの6日間を、審査期間とさせていただきます。

次に、常任委員会の開催日でございますが、30日（水）、10月1日（木）、2日（金）の3日間を充てております。

また、決算特別委員会の報告書のまとめは、5日（月）にお願いいたしたいと存じます。

次に、最終日の10月7日（水）でございますが、午前9時に議会運営委員会をお開き願ひ、この日の議事について御審査いただきます。

続いて、午前10時に本会議の継続会議を開き、まず「議案第74号・外4件一括」を上程し、決算特別委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑・討論の後、御決定いただきたいと存じます。

次に、「議案第79号・外5件一括」を上程し、関係常任委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑・討論の後、御決定いただきたいと存じます。

次に、「議案第85号・外8件一括」を上程し、所管常任委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑・討論の後、御決定いただきたいと存じます。

なお、このうち、「議案第91号」につきましては、その内容が学校の廃止ということですので、地方自治法第244条の2第2項、及び、伊勢市重要な公の施設に関する条例第3条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意が必要となる、特別多数議決を要する議案でございますので、あらかじめ御承知おきください。

次に、「議案第95号」及び「議案第96号」を順次、上程し、それぞれ、産業建設委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑・討論の後、御決定いただきたいと存じます。

次に、「報告第13号」から「報告第15号」までの3件を順次、上程し、当局説明、質疑の後、委員会付託を省略して、即決いただきたいと存じます。

次に、「報告第16号」から「報告第18号」までの3件を一括上程し、当局説明、質疑の後、委員会付託を省略して、即決いただきたいと存じます。

次に、「平成27年・請願第1号」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願ひ、委員長報告に対する質疑・討論の後、御決

定いただきたいと存じます。

次に、「平成27年・請願第2号」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑・討論の後、御決定いただきたいと存じます。

次に、「平成27年・請願第3号」から「平成27年・請願第6号」までの4件を順次、上程し、それぞれ教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑・討論の後、御決定いただきたいと存じます。

なお、討論をされる方は、前日の6日（火）、正午までに、討論の通告書をお出しいただきますようお願いいたします。

次に、議会改革特別委員会から中間報告の申出がありますので、ここで、「議会改革特別委員会の第1回中間報告について」を上程し、委員長から報告を願い、委員長報告に対する質疑がありましたら、これを行います。

以上で、9月定例会提出の全議案が議了するわけですが、市長から発言の申出がありましたら、ここで許可し、市長発言の終了後、閉会といたします。

なお、議会閉会后に「いせ市議会だより発行委員会」をお願いすることといたしております。

以上のとおり、日程案を作成いたしましたので、よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

なお、会議における服装につきましては、申し合わせによりまして、「本会議を含め、すべての会議において、上着・ネクタイとも着用しないこと」となっておりますので、よろしくお願いいたします。